平成２２年（フ）第２３８号
神戸市中央区北野町３丁目３番６号　２階、従前の住所神戸市中央区北野町３丁目９番９号　みどり荘
債務者　野崎　和子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５３号
神戸市中央区神若通１丁目３番13号　吉岡利哲方
債務者　吉岡健蔵こと　吉岡　健蔵
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４０号
佐賀県伊万里市大坪町丙1230番地１
債務者　後藤　英樹
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第４１号
佐賀県伊万里市大坪町丙1230番地１
債務者　後藤　　綾
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第４２号
佐賀県武雄市山内町大字鳥海9345番地　小越住宅２号
債務者　西山多恵子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第４４号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄2004番地
債務者　古賀　直樹
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第４５号
佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲483番地６
債務者　蒲原真理子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第４７号
佐賀県伊万里市立花町1604番地１
債務者　松尾　洋子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第４８号
佐賀県鹿島市大字森５番地15
債務者　馬場　房惠
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第５０号
佐賀県武雄市東川登町大字永野4280番地
債務者　森　　舞子（旧姓池尻）
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第５６号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲571番地
債務者　植松　一隆
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３８０号
福島市永井川字向光白27番地の１　ファミールエンドー202
債務者　紺野　美和
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２５号
岐阜県美濃加茂市西町５丁目64番地　エリーズ102号
債務者　中田　惠悟
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第２６号
岐阜県美濃加茂市蜂屋町中蜂屋4467番地
債務者　天野　博明
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第３２１８号
名古屋市中川区八田町1813番地　エトワール八田606号
債務者　鬼頭　伸拡
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２１９号
名古屋市中川区八田町1813番地　エトワール八田606号
債務者　鬼頭　啓子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４号
島根県安来市利弘町156番地
債務者　二岡　和江
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
松江地方裁判所民事部